

議 案 第 48 号

摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

第2児童センターを設置するため、本条例を制定するものである。

摂津市立児童センター条例の一部を改正する条例

摂津市立児童センター条例（昭和63年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

摂津市立第2児童センター	摂津市鳥飼西三丁目1番2号
--------------	---------------

第5条中「午前8時45分から午後5時15分（5月1日から8月31日までの期間にあっては、午後6時15分）まで」を「次の表の左欄に掲げる児童センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおり」に改め、同条に次の表を加える。

児童センターの区分	開 館 時 間
摂津市立第1児童センター	午前8時45分から午後5時15分（5月1日から8月31日までの期間にあっては、午後6時15分）まで
摂津市立第2児童センター	午前8時45分から午後7時まで

第7条中「次に掲げる者」を「市内に居住する者又は市内において就学する者で、次の表の左欄に掲げる児童センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に適当と認める者については、この限りでない。

第7条各号を削り、同条に次の表を加える。

児童センターの区分	使用できる者
摂津市立第1児童センター	(1) 保護者が同伴する就学前の児童 (2) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（前号に掲げる者を除く。） (3) 児童関係の指導者及びこれに準ずる者
摂津市立第2児童センター	(1) 保護者が同伴する就学前の児童 (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（前号に掲げる者を除く。） (3) 児童関係の指導者及びこれに準ずる者

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。